

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第56号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部
を改正する条例

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成27年
条例第30号）の一部を次のように改正する。

第16条の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第16条の2 法第26条の6第1項の規定による承認を受けた職員には、同項に
規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。